第八条　譲渡権

(1)　実演家は、視聴覚的固定物に固定されたその実演の原作品及び複製物について、販売その他の譲渡による公衆への供与を許諾する排他的権利を享有する。

(2)　この条約のいかなる規定も、固定された実演の原作品又は複製物の販売その他の譲渡（実演家の許諾を得たものに限る。）が最初に行われた後における(1)の権利の消尽について、締約国が自由にその条件を定めることを妨げるものではない。

第九条　貸与権

(1)　実演家は、実演家自身による又は実演家の許諾に基づく譲渡の後も、締約国の国内法令の定めるところにより、視聴覚的固定物に固定されたその実演の原作品及び複製物について、公衆への商業的貸与を許諾する排他的権利を享有する。

(2)　締約国は、商業的貸与が実演家の排他的複製権を著しく侵害するような視聴覚的固定物の広範な複製をもたらしていない場合には、(1)の義務を免除される。

第十条　固定された実演の利用可能化権

実演家は、視聴覚的固定物に固定されたその実演について、有線又は無線の方法により、公衆のそれぞれが選択する場所及び時期において利用が可能となるような状態に置くことを許諾する排他的権利を享有する。

第十一条　放送及び公衆への伝達に関する権利

(1)　実演家は、視聴覚的固定物に固定されたその実演について、放送又は公衆への伝達を許諾する排他的権利を享有する。

(2)　締約国は、(1)に規定する許諾の権利の代わりに、視聴覚的固定物に固定された実演を放送又は公衆への伝達のために直接又は間接に利用することについて衡平な報酬を請求する権利を設定することを、世界知的所有権機関事務局長に寄託する通告において、宣言することができる。締約国は、また、当該衡平な報酬を請求する権利の行使に関する条件を自国の法令において定めることを宣言することができる。

(3)　いずれの締約国も、(1)若しくは(2)の規定を特定の利用についてのみ適用すること、当該規定の適用を他の方法により制限すること又は(1)及び(2)の規定を適用しないことを、宣言することができる。

第十二条　権利の移転

(1)　締約国は、自国の国内法令において、実演家がその実演を視聴覚的固定物に固定することに同意した場合には、当該国内法令の定めるところにより実演家と当該視聴覚的固定物の製作者との間で締結される契約に別段の定めがない限り、第七条から前条までに規定する排他的な許諾の権利について、当該製作者が有し、若しくは行使すること又は当該製作者に移転することを定めることができる。

(2)　締約国は、自国の国内法令に基づいて製作される視聴覚的固定物に関し、(1)に規定する同意又は契約が書面によるものであること及び契約の両当事者又はその正当な委任を受けた代理人により署名されることを要件とすることができる。

(3)　(1)に規定する排他的な許諾の権利の移転にかかわりなく、実演家に対し、この条約（特に前二条）の定めるところにより実演の利用についてロイヤルティ又は衡平な報酬を受け取る権利を、国内法令又は個別の、共同の若しくはその他の契約によって与えることができる。

第十三条　制限及び例外

(1)　締約国は、実演家の保護に関して、文学的及び美術的著作物の著作権の保護について国内法令に定めるものと同一の種類の制限又は例外を国内法令において定めることができる。

(2)　締約国は、この条約に定める権利の制限又は例外を、実演の通常の利用を妨げず、かつ、実演家の正当な利益を不当に害しない特別な場合に限定する。

第十四条　保護期間

この条約に基づいて実演家に与えられる保護期間は、実演が固定された年の終わりから少なくとも五十年とする。

第十五条　技術的手段に関する義務

締約国は、実演家によって許諾されておらず、かつ、法令で許容されていない行為がその実演について実行されることを抑制するための効果的な技術的手段であって、この条約に基づく権利の行使に関連して当該実演家が用いるものに関し、そのような技術的手段の回避を防ぐための適当な法的保護及び効果的な法的救済について定める。

第十六条　権利管理情報に関する義務

(1)　締約国は、この条約が対象とする権利の侵害を誘引し、可能にし、助長し、又は隠す結果となることを知りながら次に掲げる行為を故意に行う者がある場合に関し、適当かつ効果的な法的救済について定める。さらに、民事上の救済については、そのような結果となることを知ることができる合理的な理由を有しながら次に掲げる行為を故意に行う者がある場合に関しても、これを定める。

(i)　電磁的な権利管理情報を権限なく除去し、又は改変すること。

(ii)　電磁的な権利管理情報が権限なく除去され、又は改変されたことを知りながら、実演又は視聴覚的固定物に固定された実演の複製物を権限なく頒布し、頒布のために輸入し、放送し、公衆に伝達し、又は公衆による利用が可能となる状態に置くこと。

(2)　この条において「権利管理情報」とは、実演家、実演家の実演若しくは実演に係る権利を有する者を特定する情報又は実演の利用の条件に係る情報及びこれらの情報を表す数字又は符号をいう。ただし、これらの項目の情報が視聴覚的固定物に固定された実演に付される場合に限る。

第十七条　方式

この条約に定める権利の享有及び行使には、いかなる方式の履行も要しない。

第十八条　留保及び通告

(1)　第十一条(3)の規定が適用される場合を除くほか、この条約には、いかなる留保も付することができない。

(2)　第十一条(2)又は次条(2)の規定に基づく通告は、批准書又は加入書において行うことができるものとし、その効力は、当該通告を行った締約国についてこの条約が効力を生ずる日に生ずる。この通告は、その後においても行うことができるものとし、この場合には、当該通告は、世界知的所有権機関事務局長が当該通告を受領した後三箇月で又は当該通告において指定されたそれ以降の日に効力を生ずる。

第十九条　適用期間

(1)　締約国は、この条約が各締約国について効力を生ずる時に存在する固定された実演及びこの条約が各締約国について効力を生じた後に行われる全ての実演に対して、この条約に基づいて認められる保護を与える。

(2)　(1)の規定にかかわらず、締約国は、この条約が各締約国について効力を生ずる時に存在する固定された実演については、第七条から第十一条までの規定又はこれらの規定のうち一若しくは二以上の規定を適用しないことを、世界知的所有権機関事務局長に寄託する通告において、宣言することができる。他の締約国は、その宣言を行った締約国に関し、その宣言を行った規定の適用の対象を、この条約が当該宣言を行った締約国について効力を生じた後に行われた実演に限定することができる。